

久留米市企業局公告 第40号

久留米市企業局庁舎外13施設で使用する電力について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という）第167条の6第1項及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年8月27日

久留米市企業管理者 徳永



1. 入札に付する事項

- (1) 入札番号 企電-1
- (2) 件名 令和3年度久留米市企業局庁舎外13施設電力需給
- (3) 仕様 別紙「仕様書」のとおり
- (4) 需給場所 別紙「仕様書」のとおり
- (5) 需給期間 令和4年1月1日から令和4年12月31日まで
- (6) 予定金額 60,834,976円（消費税及び地方消費税を含む）
- (7) 契約電力・予定使用電力量
  - ア 契約電力 1,379kW（各施設合計）  
（契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、30分間最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。）
  - イ 契約期間中の予定使用電力量 2,865,515kWh（各施設合計）
- (8) 供給電気方法等 「別添資料」のとおり

2. 入札参加資格

この入札に参加する者は、開札時点で、次に掲げる要件をすべて満たし、かつ、当該業務に係る、参加資格があることが確認された旨の一般競争入札参加資格認定通知書を受けていることとする。

- (1) 令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）第3条第1項、第4条及び第5条に定める措置要件に該当しないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団をいう。）又は暴力団員等（暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の構

成員とみなされる者をいう。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

- (4) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 国税(法人にあたっては法人税をいい、個人にあたっては所得税をいう)、道府県税及び都税(事業税をいう)、市町村税並びに賦課金等を滞納した実績がないこと。
- (7) 入札参加資格の申請に際し、久留米市企業局が求めた個別添付書類が提出済であること。
- (8) 別紙1に示す、二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件を満たすこと。
- (9) 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (10) 需給期間開始日から送電をすることが可能な者であること。

### 3. 受付及び入札説明書等の配布期間、方法

- (1) 配布期間 令和3年8月27日(金)から令和3年9月22日(水)まで。
- (2) 受付期間 令和3年8月27日(金)から令和3年9月22日(水)まで。
- (3) 取得場所 久留米市企業局庁舎3階 上下水道部経理課  
又は、久留米市企業局ホームページからダウンロードしてください。  
ダウンロード先は久留米市ホームページのトップページ市からのお知らせ/  
令和3年度久留米市企業局庁舎外13施設電力需給入札について  
URL: <http://www.city.kurume.fukuoka.jp/index.html>

### 4. 暴力団等排除について

久留米市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団に利益を与えることがないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は入札に参加することができない。

入札参加資格申請の際に、暴力団排除に基づく「誓約書(別紙3)」及び「役員等調書及び照会承諾書(別紙4)」を提出しなければならない

誓約書に違反した場合、契約解除等の措置を行う。

### 5. 入札参加資格の確認等

- (1) 入札の参加希望者は、次に掲げる申請書及び資料(以下「申請書等」という。)を提出し、



入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することはできない。

- ア 提出期間 令和3年8月27日(金)から令和3年9月22日(水)まで  
※土曜日、日曜日及び祝日を除く、9:00から17:00まで。
- イ 提出場所 「21. 事務局(書類提出先、問い合わせ先)」に同じ。
- ウ 提出方法 持参または郵送(「一般書留郵便」若しくは「簡易書留郵便」に限る)による。郵送の場合は、提出期限までに担当課に必着のこと。

(2) 提出書類は、次のとおりとする、

所定の競争入札参加資格審査申請書(別記様式)に、次に掲げる書類を添付して、提出するものとする。

- ア 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けた者であることを証する書類の写し。
- イ 電気事業者の二酸化炭素排出係数等について別紙1の条件に基づいて「裾切り方式」を実施し、条件を満たすことを示す別紙2の適合証明書及びその根拠を示す書類。
- ウ 暴力団排除に基づく「誓約書(別紙3)」及び「役員等調書及び照会承諾書(別紙4)」

(3) 申請書類に基づく審査結果は、令和3年10月1日(金)までに競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。 郵送通知(電子メール併用)

(4) その他

- ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- イ 提出された申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申請書等は、返却しない。
- エ 提出期限後における申請書等の差替え又は再提出は認めない。
- オ 2(8)に定める二酸化炭素排出係数については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)に基づく「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」(平成18年経済産業省令・環境省令第3号)第2条第4項及び「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令」(平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号)第20条の2に基づき公表される調整後排出係数とする。

## 6. 仕様書等に対する質問

- (1) 質問期間 令和3年8月27日(金) 9:00から、  
令和3年9月7日(火) 17:00まで。



(2) 質問方法 質問事項を指定の質問書(別紙7)に記入のうえ、下記メールアドレスに送付すること。

久留米市企業局上下水道部経理課：[keiri@city.kurume.fukuoka.jp](mailto:keiri@city.kurume.fukuoka.jp)

(3) 質問回答 令和3年9月17日(金)17:00までに質問者へメールで回答。ただし質問内容によっては、久留米市ホームページにて回答する。

7. 入札説明会 実施しない

## 8. 入札書の記載

(1) 入札書(第1号様式)に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価(基本料金単価)及び使用電力量に対する単価(従量料金単価)を根拠とし、別途提示(別紙5)する1年当たりの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した総価を入札金額とする(燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は入札においては加算しない)。

(2) 入札内訳書(別紙6-1)には、1ヶ月ごとの1キロワット当たりの基本料金単価、及び1キロワットアワー当たりの従量料金単価と、それぞれの基本料金、従量料金に係わる年額料金の総計を記載すること。なお、各施設の年額料金の総計は、各予定金額内訳(別紙6-2)の年額料金の総計以下とすること。

(3) 入札内訳書(別紙6-1)は押印のうえ、入札書に同封して提出すること。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9. 開札日時及び場所

令和3年10月15日(金) 10:20 久留米市庁舎 11階 会議室

久留米市城南町15番地3

## 10. 入札に関する事項

(1) 郵便による入札とする。

(2) 入札に参加をする場合は、久留米市企業管理者より競争参加資格があることが確認された旨の一般競争入札参加資格認定通知書を受けた者が、入札書等提出締切日以内に入札書等を指定の場所へ一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により郵送すること。



ア 入札書等提出締切日：令和3年10月13日（水）（必着）

イ 指定場所：〒839-8501

久留米市合川町2190番地3

久留米市企業局 上下水道部 経理課

(3) 郵送する際の封筒は、入札書（入札内訳書含）及び久留米市企業管理者より競争参加資格があることが確認された旨の一般競争入札参加資格認定通知書の写しを長形3号サイズの封筒に封入し、上記の締切日時までに指定場所へ郵送すること。

また、封筒の表面には、入札番号、入札書在中（赤字）と記入し、裏面には、差出人の住所、商号又は名称、代表者名及び連絡先電話番号を記入すること。（封筒記入例参照）

(4) 入札者は、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（税抜き金額を入札書に記載すること。）

(5) 入札書の日付は、入札書作成日を記入すること。

(6) 入札者は、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を除く、一切の諸経費を含めた契約金額を見積もらなければならない。

(7) 入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。ただし、入札書の提出締め切り前であれば入札書の引き取り及び再提出ができる。

(8) 入札者が1者であっても、入札を執行するものとする。

(9) 入札回数は、1回とする。

(10) 競争入札参加資格確認結果通知書を受理した後、入札完了までに入札を辞退する場合は、入札の前日17:00までに入札辞退届（別紙8）を「21. 書類提出先、問い合わせ先」の場所に提出すること。

#### 11. 開札の立会

(1) 開札の立会は、応札者であれば立会うことができる。（ただし、1業者1名）

(2) 立会いを希望するものは、開札日前日までに「21. 事務局（書類提出先、問い合わせ先）」に連絡すること。

(3) 立会い者が2名未満の場合、当該入札事務に関係の無い職員を立ち合わせる。

（最低立会い者を2名とする）

#### 12. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、落札者決定後から契約締結までの間におい

て、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

- (1) この業務の競争入札に参加するために必要な資格のない者の入札。
- (2) 2以上の入札書による入札。
- (3) 入札金額が訂正されている入札書による入札。
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札。
- (5) 記載した文字を容易に消すことができる筆記用具を用いて記載した入札書による入札。
- (6) 民法(明治29年法律第89号)第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札。
- (7) 入札内訳書(別紙6-1)を提出しなかったもの、又は押印がないもの。
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者の入札。

なお、久留米市企業管理者より競争参加資格があることが確認された旨の一般競争入札参加資格認定通知書の確認を受けた者であっても、開札の時に於いて「2. 入札参加資格」に掲げる入札参加資格のない者が行った入札は、上記(1)に該当する。

### 13. 落札者の決定

- (1) 定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低価格となる総価をもって有効な入札を行った者を落札者とする。(契約は落札額を構成する単価で行う)

なお、落札は最低価格入札者が提出する入札内訳書(別紙6-1)の内容を確認後に決定する。

- (2) 落札者となるべき者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

### 14. 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を「10. 入札に関する事項」の(2)に記載する入札書等提出締切日までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、国(公団等を含む。)及び地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る)。ただし、本市(久留米市及び久留米市企業局)と過去2年の間に契約した実績があるものは提出不要とする。



## 15. 契約書の提出

落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が競争入札参加資格者資格を有しなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

落札者は、契約書に記名押印し、落札の翌日から6日以内にこれを久留米市企業管理者に提出しなければならない。

- (1) 契約単価は、落札者が入札書に添付した入札内訳書（別紙6-1）の単価とする。
- (2) 落札者は、契約書に仕様書を袋とじしたものを2部作成する。
- (3) 「契約書」は、市、契約の相手方各1部を所持する。

## 16. 契約条項を示す場所

### 21. 事務局 及びホームページに契約書（案）を掲載

## 17. 前払い金

本契約においては、前払い金の支払いは行わない。

## 18. 支払条件

- (1) 落札者は、毎月1日の0時に計量器に記録された値を読み取り、計量した使用電力量（前月の計量から当月の計量までの使用電力量をいう）を別紙9に示す請求書送付先に通知するものとする。
- (2) 電力使用料支払者の検収後、落札者の定める任意の様式による請求書により、電気料金の支払いを別紙9に示す請求書送付先に請求するものとする。
- (3) 電力使用料支払者は、(2)の請求があったときは、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払わなければならないものとする。ただし、落札者の供給条件に「支払い期日」の定めがある場合は、供給条件により電気料金を支払うものとする。

## 19. 異議の申し立て

入札した者は、入札後、公告、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 20. その他

- (1) 現場説明会は、開催しない。
- (2) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出期限後における申請書等の差し替え又は再提出は認めない。

- (4) 提出された申請書等は、返却しない。
- (5) 提出された申請書等は、入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。
- (6) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、入札参加停止を行うことがある。
- (7) 入札参加者は、この公告文書及び仕様書を熟読し、これを遵守すること。
- (8) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (9) 仕様書に特段の定めがない事項については、その他関係規定を承知のうえ入札すること。
- (10) その他記載されていない事項については、地方自治法、同法施行令、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令、規則等関係法令の定めによること。

2 1. 事務局（書類提出先、問い合わせ先）

久留米市企業局 上下水道部 経理課（久留米市企業局庁舎3階）

〒839-8501

福岡県久留米市合川町2190番地3

電話 0942-30-8506

FAX 0942-30-8570

E-MAIL [keiri@city.kurume.fukuoka.jp](mailto:keiri@city.kurume.fukuoka.jp)

- ※ 上下水道部経理課での書類等の取得、問い合わせは、土曜日、日曜日及び祝日を除く、9:00から17:00までとする。